

## 東京都交響楽団の将来像に関する有識者懇談会設置要綱

### (設置目的)

第1条 オーケストラを取り巻く状況の変化に対応し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた東京都交響楽団の持続的な成長と首都東京の文化発展に寄与する楽団としてあるべき将来像や今後の方向性について、専門的・多角的な見地から広く意見交換をすることを目的として、東京都交響楽団の将来像に関する有識者懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇談会は、理事長が別途委嘱する委員十二名以内をもって組織する。  
2 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (座長等)

第3条 懇談会に、座長及び副座長を置く。  
2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。  
3 座長は、懇談会を代表し、会務を掌理する。  
4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (懇談会)

第4条 懇談会は、座長が招集する。  
2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。  
3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させ、意見等を求めることができる。

### (部会)

第5条 座長が必要と認めるときは、懇談会に部会を置くことができる。  
2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。  
3 部会長は、部会の会務を掌理する。  
4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。  
5 部会は、部会長が招集する。  
6 部会長は、部会に付託された事項について、内容を取りまとめた後、懇談会に報告する。

(会議の公開)

第6条 懇談会は公開で行うものとする。ただし、懇談会の決定により非公開とすることができる。

2 懇談会の資料及び議事概要については、原則として公開とし、懇談会の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、公益財団法人東京都交響楽団経営企画部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。